**平成２７年（フ）第１４２４号**
埼玉県川口市北原台３丁目６番35号
債務者　小高　正英
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第５００６号**
大阪府箕面市粟生外院３丁目15番27―808号
債務者　髙橋　　修
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１０６３号**
大阪府河内長野市汐の宮町20番36号
債務者　中平　光男
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第２０７１号**
北海道江別市大麻宮町４番地　７―108
債務者　藤岡　　守
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　琢磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第７４５号**
名古屋市千種区若水２丁目３番25号　サンマンション千種公園Ｅ―507
債務者　伊藤　　駿
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　良登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第３１号**
岐阜県高山市山口町1307番地　桜ケ丘団地Ｃ棟688号
債務者　砂田嘉代子
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第３３８号**
北海道亀田郡七飯町本町１丁目３番12―101号
債務者　佐々木　忍
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月20日まで
函館地方裁判所

**平成２７年（フ）第６３４号**
宮城県塩竈市新浜町２丁目22番９号
債務者　小國　善隆
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第６７２号**
仙台市宮城野区高砂２丁目３番地の21　ロシュフォールⅢ―103
債務者　阿部　浩之
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第６７３号**
仙台市宮城野区高砂２丁目３番地の21　ロシュフォールⅢ―103
債務者　阿部千代子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第７０５号**
宮城県多賀城市町前３丁目５番36―313号、従前の住所仙台市宮城野区大梶13番40―302号
債務者　千葉　克彦
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第７０７号**
仙台市宮城野区田子１丁目25番２―103号
債務者　鹿野たつみ
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第７２９号**
仙台市若林区中倉３丁目２番35号　アルコーブ中倉101
債務者　大原　由之
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第７４１号**
仙台市青葉区川平２丁目８番20号
債務者　高平かよ子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２７年（フ）第５９号**
福島県いわき市中央台飯野２丁目１番地の１市営住宅17―15
債務者　菊地　絵美
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２７年（フ）第２３８号**
茨城県古河市新久田491番地
債務者　齊藤　浩子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２７年（フ）第２４１号**
茨城県坂東市みどり町３番地４　フレグランス島原Ｂ202、住民票上の住所福島県南相馬市原町区日の出町45番地の３　日の出町市営住宅47号室
債務者　森　　昭憲
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部